

# 直轄での土砂災害対策による再度災害防止の促進

- ・平成30年7月豪雨では、本山町、大豊町において、大規模な山腹崩壊が多数発生したことに伴い大量の土砂が流出し、高速道路の被災のほか、家屋の全壊、多数の世帯の孤立が生じるなど、甚大な被害が発生。
- ・立川川、行川、栗ノ木川流域においては、国直轄による特定緊急砂防事業を令和5年度完了の計画で実施中。
- ・同流域を含む吉野川水系においては、直轄砂防事業の全体計画の見直しが令和5年度に行われる予定。

## 【直轄特定緊急砂防事業】

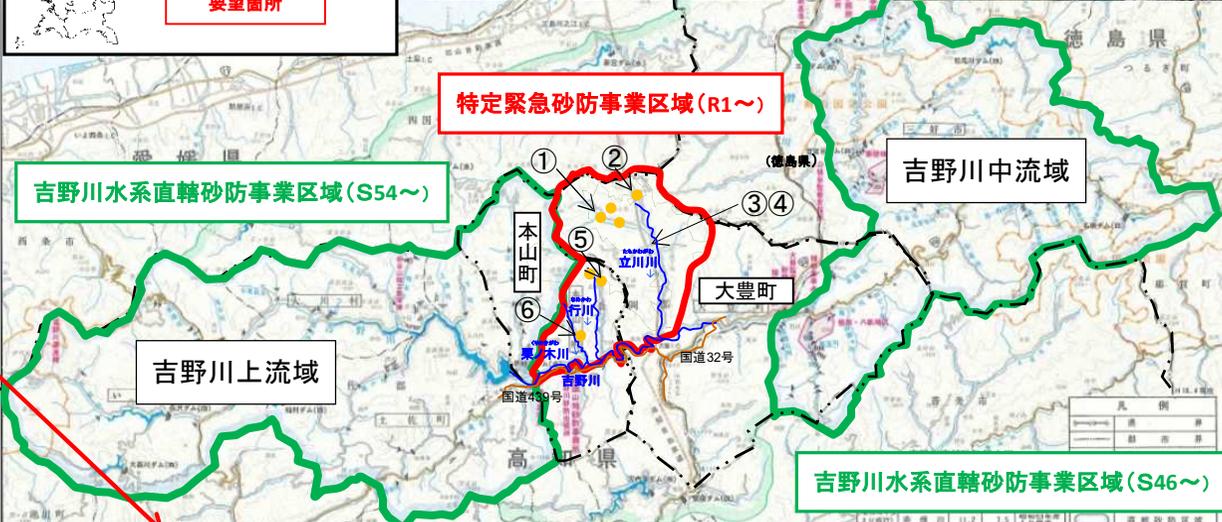
事業内容: 砂防堰堤 7基

全体事業費: 約50億円

事業期間: (R1~R5)



- 特定緊急砂防事業実施箇所(～R5)
- 特定緊急砂防事業区域
- 吉野川水系直轄砂防事業区域
- 吉野川水系



## 政策提言

- 平成30年7月豪雨の被災流域における直轄特定緊急砂防事業について、引き続き、重点的な予算確保をお願いします。
- 吉野川水系直轄砂防事業においても、被災流域(本山町、大豊町)の荒廃状況を踏まえた、土砂災害リスクなどを十分に調査し、全体計画の検討をお願いします。